

令和6年度「学校給食における県産食材利用促進事業」企画提案仕様書

1 業務名

令和6年度「学校給食における県産食材利用促進モデル事業」に係る業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月28日まで

3 予算額

(1) 委託上限額

提案にあたっては、総額5,249,200円（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内で見積ること。（この金額は、企画提案のために設定した額であり、実際の契約金額とは異なる。）

注「消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

(2) 積算の費目は、次のとおりとすること。

① 人件費

② 直接経費（報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、使用料及び賃借料、再委託費、その他必要と認められる費目）

③ 一般管理費（人件費+直接経費-再委託費）の10%以内とする

④ 消費税

※各費目の内訳や積算根拠を明記すること。

※上記の一般管理費の計算における再委託費は、受託者が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者に委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。

（請負契約の例：パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定等）

4 事業目的

学校給食における県産食材の利用については、地産地消の推進だけでなく、食育の観点からもその意義は非常に高い。

しかし、「限られた給食予算の中で仕入れ（価格の問題）」、「事前に献立を決定するため仕入れ時点の品目や数量の変更が困難（安定供給の問題）」、「大量調理のため規格外を使いたくても下処理作業に時間がかけられず1次加工の必要がある（時間的・作業的制約）」等があり、地産地消の取り組みを進めることが難しい状況がある。

そこで、産地（生産者）と学校給食センター等とのマッチングや、仕入れ・献立を決定する栄養教諭および学校栄養職員（以下「栄養教諭等」という。）の地産地消に

対する理解、県産食材の旬や調理法など知識の向上をはかる取り組みを実施することにより、地産地消を推進する。

5 委託業務内容

(1) 学校給食における地産地消の取組み

ア 学校給食現場に向けた県産農林水産物のマッチング

学校給食現場に対し、県産農林水産物の PR 及び利活用方法の提案を行い、食材サンプルを提供する等してマッチングを行うこと。

提案する品目は学校給食側の食材費を考慮した上で継続的な取引に発展するよう、取引価格、輸送料、提案時期等を十分考慮した上で選定すること。また、出荷団体や加工業者、市場関係者と調整し、継続的な取引に繋がる販路を構築すること。なお、離島での取組（対象品目は当該離島の地場産物）を1回以上行うこと。

マッチング後に、提案品目が実際に献立化された場合は、現地の状況等を記録し報告すること。事業実施の効果を定量的に測定し、展望等を考察すること。また、学校給食側の感想や顕在化した課題等を整理し、今後の消費拡大に向けた提案を行うこと。

※ マッチング予定の食材や利用状況の把握や効果等の整理・分析方法等については、提案事項とする。

イ 栄養教諭等に対する県産食材に関する理解や知識の向上を図る取り組み

① 毎月始めに、翌月以降の県産農林水産物に関する情報発信を行うこと。

（県内外青果情報については沖縄協同青果（株）が栄養教諭等へ情報発信を行っている）

② 産地等研修を行うこと。なお、離島での取組（対象品目は当該離島の地場産物）を1回以上行うこと。

③ その他、栄養教諭等の知識向上の取組を実施する。（例：農産物勉強会、調理研修会、県産農林水産物や産地又はレシピ資料の作成配付）

※ 実施回数や内容、連携先などは、提案事項とする。

ウ 学校給食を通した食農教育を推進する取組

学校給食に対する食材を題材とした出前授業と農業体験を実施すること。実施の際は、小学校や栄養教諭等だけでなく市町村とも連携しながら取り組むこと。既存の教材等を有効活用すること。

※ 実施回数や内容、連携先などは、提案事項とする。

エ その他、学校給食における県産食材の利用促進につながる取組

地産地消のモデルとなる協力市町村を選定し、市町村の地産地消の取組を支援すること。

※ 選定市町村や支援内容などは、提案事項とするが、支援終了後も市町村において、継続的な取組につながるような支援内容とすること。

(2) 学校給食における県産農林水産物利用状況調査

各学校給食センターから提出された調査結果をもとに、その集計及び分析を行う。調査結果については、令和6年11月29日までに中間報告として電子データで提出すること。調査内容や集計方法は昨年度の調査結果を参照。

とりまとめにあたっては、利用率の高い市町村や利用率に改善の傾向が見られる市町村について、聴き取り等により可能な限りその理由についても調査し、報告書に記載すること。

(3) 沖縄県地産地消推進会議県民会議運営業務（1回）

「沖縄県地産地消推進県民会議幹事会」の運営業務を行う。作業内容は次のとおりとする。

- ア 会場の確保・準備、受付等会議運営全般
- イ 構成団体への出席依頼、日程調整、開催通知、出席確認（行政以外）
- ウ 会議資料の作成、印刷、配布
- エ 議事録の作成
- オ 委員の意見の取りまとめ
- カ 委員への報酬等への支払い（行政以外）
- キ その他、会議の開催にあたり県が指示する事項

(4) 県と市町村間の地産地消連携会準備業務（1回）

- ア 会場の確保

(5) 事業報告書の提出

ア 印刷製本された事業報告書（A4版）及び報告書概要版（カラーA4版）10部提出すること。また、報告書のうちの調査結果抜粋版は栄養教諭等配布用として160部提出すること。

イ 上記報告書を記録した電子記録媒体を1部提出すること。

6 業務の再委託について

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

上記(1)で定める「契約の主たる部分」とは次のとおりとする。

- ア 契約金額の50%を超える業務

- イ 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査などの統括的かつ根本的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書

面による県の承認を得なければならない。ただし、次に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りではない。

- ア 資料の収集・整理
- イ 複写・印刷・製本
- ウ 原稿・データの入力及び集計
- エ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合に、県と別途協議を行った業務。

7 成果物及び知的財産権の取扱い

- (1) 成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。ただし、本業務委託にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理すること。
- (2) 成果物に係る著作者人格権を行使しないこと。
- (3) 成果物については、県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。
 - ア 本事業で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、CSV ファイル（文字コード:UTF-8 (BOM 無し)）も提出すること。（図・表等の集計前データを含む。）
 - イ PDF ファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。
 - ウ 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能か限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。

8 その他の留意事項

- (1) 受託者は、業務遂行にあたって、委託者と緊密な連携をもって行わなければならぬ。
- (2) 実施内容等について、必要に応じて中間報告を提出すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定めるものとする。
- (4) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合も想定される。
- (5) 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容を全て実施することを保証するものではない。
- (6) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、諸事情によって変更することがある。
- (7) 本事業の業務実施にあたっては、新型コロナ感染症拡大防止の対策を十分に講ずることとする。